

第六款 會社ノ聯合ニ對シテ事業スル組合ハ前日ニ續書ニ對シテ
第七款 安限長條ハ半一回イヌ
第八款 勞務者請負工對ハ一本ニ付四回替イヌ

等々

此ノ會社ノ聯合ニ付テ早急スル組合ノ書面書ニ付テ
ニ付テ却ハ二日付テ支給ス

第九款 書面書或ハ書面ニ付テニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十一款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十二款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十三款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十四款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

第十五款 運送手當ニ關スル組合ノ書面書或ハ書面書ニ付テ却ハ二日付テ一日付テニ付テ

等々

財團法人協調會大阪支所

當日ハ日給ヲ支給セズ
但シ翌日ヨリ引續キ休業スル場合ハ日給ノ半額ヲ支給
ス

工場主 島 田 俊 夫
従業員 大 山 峻
代表 岡 澤 良 雄
調停者 生 澤 鹿 太 郎

職工等ハ二十日ヨリ従業スルコト、シテ更ニ誓約書ヲ差入レ今後
ハ今回制定ノ規則ニ依ツテ就業スル事ニテ無事引揚ゲタリ。

誓約書

一、工場ノ御規則ヲ遵守シ給與其他一般ノ御指示ニハ絶対服従ス
二、入場ノ際申立テタル事項ニツキ虚偽ガアツタ場合及工場ノ風
紀秩序ヲ紊亂シ其他不都合ト認メラル、言行ガアリシ時ハ即
時解雇ナル、モ何等被レ是レ異議ハ申シマセヌ